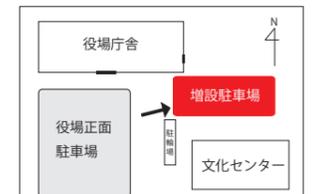


1月4日から 利用できる駐車場が増えました

駐車場不足を解消するため、旧保健センター跡地(役場正面駐車場の東側)に駐車場を増設しました。歩行者に十分注意してご利用ください。

▼**駐車可能台数** 23台
 総務課危機管理係
 ☎985-4103



地籍調査成果の登記事務が完了

平成28年度に現地調査を行った「筒井、浜、東古泉の一部地区」と「南黒田の一部地区」の成果について、登記が完了したのでお知らせします。

▼**登記完了日** 30年11月26日
 産業課国土調査係
 ☎985-4127



より分かりやすく使いやすいHPへ 町ホームページをリニューアルしました

1月31日から、町ホームページをリニューアルしました。新しいホームページはカテゴリーを整理し、利用者の皆さんがほしい情報をスムーズに検索できるようにしました。文字やバナーの大きさなど、高齢者や障がいのある人なども含めた全ての人を利用しやすい環境に配慮し、スマートフォンやタブレットからも使いやすくなっています。くらしや行政に関する情報をはじめ、さまざまな情報を載せていますので、ぜひ利用してください。
<https://www.town.masaki.ehime.jp>



財政課統計電算係
 ☎985-4101

町公式 YouTube チャンネルを開設



町公式 YouTube チャンネルを開設しました。現在制作中のプロモーションビデオなど、動画を使ってまちの魅力を発信したり、町からのお知らせを分かりやすく紹介したりしていきます。皆さんぜひご覧ください。

▼**利用方法**
 YouTube から「まさき町公式」を検索するかQRコードを読み取ってください。



総務課広報情報係 ☎985-4132

農地の取り引きをするみなさんへ 許可要件の一部を変更します

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。許可要件の1つである、下限面積基準を4月1日から変更します。

▼**変更区域** 松前町全域
 ▼**変更内容** 下限面積50a(5反)→30a(3反)
 農業委員会
 ☎985-4131

カセットボンベなど 中身が残ったままで捨てないで

カセットボンベ、ヘアスプレー缶やライターなどの可燃性ガスを含むものは、正しく捨てないと思わぬ事故につながる可能性があります。分別方法を確認し、ルールを守って正しく捨てましょう。

▼**過去には**
 埋め立てごみの中に、中身が残っているスプレー缶やライターなどが入っていたことが原因で火災事故も発生しています。



町民課生活環境係
 ☎985-4117

■広告の概要

	広報まさき	町ホームページ
配布・閲覧の状況	毎月、毎号11,600部発行。町内全世帯、地区公民館、松前公園などに設置	月平均約14,000件のアクセス
広告掲載枠	裏表紙下欄、6枠、大きさ=縦40ミリ×横60ミリ、フルカラー	トップページ下欄、8枠、大きさ=縦50ピクセル×横200ピクセル
広告料金	月額 20,000円	
	1年度中に 3~5回掲載	月額 1,000円引き
	6~11回掲載	月額 2,000円引き
	12回掲載	月額 3,000円引き

■申込先・問い合わせ

〒791-3192 松前町大字筒井631番地 松前町役場(広報紙) 総務課広報情報係 ☎985-4132
 メール 333koho.j@town.masaki.ehime.jp
 (ホームページ) 財政課統計電算係 ☎985-4101
 メール 323den@town.masaki.ehime.jp

平成31年度分 町広報紙・ホームページ 有料広告募集

- 申込期間** 2月12日(火)~2月28日(木) 8時30分~17時15分 必着 ※㊤・㊦を除きます。
- 申し込み方法** 申込書と広告データを下記申込先に提出するか、郵送してください。申込書はホームページからダウンロードできるほか、各窓口にあります。
- ※応募多数の場合、定められた優先順位により掲載の可否を決定します。
- ※広告枠が埋まらなかった場合、上記期間以外でも随時募集を受け付けます。詳しくは、下記までお問い合わせください。



長期掲載ほどお得

交通災害共済加入者募集

- 加入資格 2019年4月1日に町内に居住し、住民基本台帳に登録されている人や加入者の被扶養者で町外に居住する人
- 掛金 大人 700円 中学生以下 300円
- 共済期間 4月1日(途中加入の場合は加入日の翌日)～2020年3月31日
- 募集開始 2月1日(金)
- 申し込み方法 次のものを受付場所にお持ちください。

- ・申込書(今月号の広報まさきと一緒に配布)
- ・掛金(お釣りのいらぬようにご協力をお願いします)
- 受付場所
 - ・役場1階町民課コミュニティ係
 - ・税金の出張申告に併せ、各地区の公民館や集会所(※)
- ※ 9時～10時、13時～15時のみです。
- ☎町民課コミュニティ係 ☎985-4228

手話奉仕員養成研修受講者募集

- 聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する「手話奉仕員」に興味のある人、学んでみたい人を募集します。
- 募集人数 2人(午前の部、夜の部、各1人)
 - 応募資格 松山市が開催する手話講座(入門・基礎)に、1年間通じて受講可能な人
 - ※ 入門編を受講しなければ、基礎編は受講できません。
 - 講座の概要 1回2時間の講座で、入門編(19回)、基礎編(23回)の計42回開催予定。

- 【場所】松山市総合福祉センター(松山市若草町8番地2)
- 【受講料】1,000円(教材費は別途必要)
- 申込期限 2月28日(金)
- 申し込み方法 申込書を福祉課障がい福祉係に提出してください。申込書は福祉課にあります。※ 郵送希望の場合は、下記に連絡してください。申込書を送付します。
- 選考方法 応募者多数の場合は、抽選により決定します。
- ☎福祉課障がい福祉係 ☎985-4155

広報モニター募集

- 募集人員 10人 ■謝礼 12,000円(年間)
- 資格 ①町内に居住する人 ②選挙権がある人 ③広報モニターを経験したことがない人
- 活動内容 広報モニター会議への出席(年1回)、アンケート調査の回答(月1回)
- 任用期間 4月～2020年3月
- 選考方法 地域、年代、性別などを考慮して選出します。

- 結果は3月下旬にお知らせします。
- 申し込み方法 住所、氏名、年齢、職業、性別、電話番号、広報まさきの感想を記入し、郵送、FAX、メールしてください。
- 締め切り 2月28日(金)
- 申込先 〒791-3192 松前町大字筒井631番地
松前町役場 総務課広報情報係 ☎985-4132
FAX 985-4148 メール 333koho.j@town.masaki.ehime.jp

1

毎月届く広報まさきを読む。



2

モニター通信票に感想を記入する。



3

返信用封筒に入れて期日までに投函する。*電子メールでもOK!



あなたの声を聞かせてください

学校関係職員募集

職種	学校校務員	学校生活支援員	ハートなんでも相談員	外国語指導助手(ALT)	スクールソーシャルワーカー
募集人員	1人	4人程度	1人	1人	1人
申込条件	①地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人 ②18歳以上おおむね60歳未満の人 ③学校教育に理解があり、指定された町立小・中学校に勤務できる人 ④学校教育に理解があり、指定された町立幼稚園・小・中学校に勤務できる人 ⑤相談員の活動に積極的に取り組む意欲があり、指定された町立小・中学校に勤務できる人 ⑥英語を母国語とする外国人 ⑦学校教育法に規定する学校で英語指導の経験がある人 ⑧日本語能力(話す・書く)のある人 ⑨働くのに適した在留資格のある人				
職務内容	・学校事務の補助 ・校門と校舎の開扉 ・学校施設の簡易な日常管理(掃除、除草、散水など) ・教育委員会、金融機関などとの事務連絡 ・教職員不在時の電話取り次ぎ ・来客時の湯茶接待 ・その他、教育委員会や校長から指示された職務	・授業中の援助、移動・給食助、児童生徒などに必要な支援 ・病児の見守り ・その他、教育委員会や校長から指示された職務	・児童生徒、保護者、教員などに対する相談活動 ・地域と小・中学校との連携の支援 ・学校の教育活動への支援 ・その他、教育委員会や校長から指示された職務	・小学校での外国語活動 ・中学校での外国語授業補助 ・外国語教材作成の補助・外国語能力コンテストなどへの協力 ・特別活動・課外活動への協力 ・町内幼稚園・保育所への訪問活動など ・その他、教育委員会や校長から指示された職務	・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け ・相談関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ・学校内のチーム体制の構築、支援 ・保護者、教職員などに対する支援、相談、情報提供、教職員などへの研修活動
勤務時間	7時～13時30分(休憩45分)	1日5時間	1日4時間 年間約105日(※勤務校によって異なる)	8時30分～16時45分(休憩60分)	1日4時間 年間約90日
休日	土日、祝日と年末年始(有給休暇、夏季休暇あり)	土日、祝日と学校休業日	土日、祝日と学校休業日	土日、祝日と年末年始	土日、祝日と学校休業日
任用期間	4月1日～2020年3月30日	4月～2020年3月末の期間内で学期ごとに任用	4月～2020年3月	4月1日～2020年3月30日	4月～2020年3月
賃金報酬	時給895円(規定の通勤手当あり)※社会保険あり	時給895円(規定の通勤手当あり)	時給1,000円	月額300,000円※社会保険あり	時給1,000円

【共通事項】

- 申し込み方法 履歴書(市販のもの)を学校教育課へ提出してください。提出書類は返却できません。
- 募集期間 2月7日(金)までの8時30分～17時15分
※ ④・⑨を除きます。

- 試験方法 書類審査の上、口述試験により決定します。
- 面接日 2月16日(土) 午前中
※ 詳細は、本人に別途通知します。
- 面接場所 役場4階
- 申込先・問い合わせ 学校教育課学校教育係 ☎985-4134

男子ホッケー日本代表「サムライジャパン」
松前町でトレーニングキャンプを実施します

2020東京オリンピックの出場権を獲得した、男子ホッケー日本代表「サムライジャパン」が松前町でトレーニングキャンプを行います。キャンプ期間中は、トレーニングのほか、町内小・中学生を対象としたホッケー教室、伊予高等学校ホッケー部を対象としたホッケークリニックを行う予定です。

日本代表の強化練習が見られるまたとないチャンスです。自由に観覧できますので、ぜひ会場にお越しください。ホッケーの魅力や日本最高レベルの技術を肌で感じながら、みんなでサムライジャパンを応援しましょう。

▼期間 2月18日(月)から3月1日(金)まで

▼時間 9時～11時30分、13時45分～16時

▼場所 松前町国体記念ホッケー公園

▼サムライジャパンとは 日本における男子ワールドホッケーのナショナルチーム。昨年の夏にインドネシアで開催された、第18回アジア競技大会で史上初の金メダルを獲得するなど活躍しています。

●社会教育課社会体育係

☎985-4138



写真提供：(公社)日本ホッケー協会



平成30年7月豪雨義援金
皆さんの善意を被災地に届けます

西日本で発生した豪雨による被災地復興支援のため7月から義援金を受け付けたところ、たくさん

ご協力いただいた皆さま、ありがとうございます。
▼義援金総額 52万5171円

の善意が寄せられました。庁舎1階ロビーなどに設置した募金箱のほか、個人や団体から集まった義援金は、愛媛県を通じて被災地へ送られます。

●総務課広報情報係

☎985-4132

国民年金納付はお得な口座振替で

国民年金の納付は、納め忘れの防止や金融機関へ出向く手間を省くことができる口座振替が便利です。振替方法を当月末の引き落としや、まとめて納付(前納)することで、割引を受けることができます。

1年前納、2年前納、半年前納(4～9月分)は、2月末が口座振替の申込期限です。左記窓口へ届け出印を持参して申し込みができます。平成30年度の保険料による割引額は下の表の通りです。

●松山西年金事務所国民年金課

☎925-5175

●町民課住民係

☎985-4106

◆30年度分の保険料による割引額(参考)

	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
翌月末振替	-	-	-	-
当月末振替(早割)	50円	300円	600円	1,200円
6カ月前納	-	1,110円	-	-
1年前納	-	-	4,110円	-
2年前納	-	-	-	15,650円

※31年度分の保険料による割引額は未定です。決まり次第日本年金機構のホームページに掲載されます。

松前の防災力

総務課危機管理係
☎985-4103
FAX 985-4148

Jアラートを用いた
情報伝達訓練を行います

地震の発生やミサイルなどの武力攻撃に備え、実際の事案で自動起動予定の防災無線などが正しく起動することを確認するため、全国一斉にJアラート(全国瞬時警報システム)を用いた情報伝達訓練を行います。

▶Jアラートって? 緊急地震速報、津波警報や弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から人工衛星などを通じて、瞬時に伝達するシステムです。町では、防災行政無線を通じて伝えられます。

▶防災行政無線を流します

日時 2月20日(水) 11時ごろ

実施場所

町内51カ所に設置の防災行政無線

放送内容

【上りチャイム4音】

「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返す)

「こちらは、ぼうさいまさきちょうやくばです」

【下りチャイム4音】

松前町公式防災
フェイスブックページ



歯を大切に

伊予歯科医師会監修



歯周病と全身の病気のお話

(2) 歯周病と糖尿病⑫

～医科歯科連携のはなし～

日本糖尿病協会が出している糖尿病連携手帳を知っていますか。糖尿病と診断されると、医師から患者へ出される健康管理手帳です。その中に歯科医師が患者さんと、担当医に情報提供する欄があります。詳しい口の中の状況を書き込む形になっています。手帳を持っている人は、かかりつけの歯医者さんでぜひ書いてもらってください。

また、昨春の保険医療改定で、歯科医師と医師の間で共通の患者さんの検査値や薬の内容を何度でも情報交換できる仕組みも作られました。

歯周病と糖尿病は表裏一体の関係にあるというお話は何度もしてきましたが、現在ではこのような

形で、医科歯科連携が進んでいます。歯科医が歯周病の患者さんを見つけたら、糖尿病になっていないかどうか、内科や循環器科の受診を勧め、医科で糖尿病が分かっている患者さんは、歯周病の検診に歯科への受診の勧めをお願いしたいものです。

いずれの病気も、進行してから受診すると、健康を回復するのにかなりの時間と努力を要します。自分ではなかなか分かりにくい病気だけに、上手にかかりつけ医や歯科医を利用して、未病(発病はしていないが、病気になるリスクが高い状態)の状態、早めに原因に気づき、生活意識を変え、行動変容していくことが大切です。

次回から、口と糖尿病以外の全身の病気にまつわる話をして行きたいと思います。